

# 参考資料

# ○里親数、施設数、児童数等の状況

里親・ファミリーホームへ委託されているこども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームに入所しているこどもは、約4万2千人。

里親		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
家庭における養育を里親に委託		16,817世帯	4,940世帯	6,217人		ホーム数	467か所
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	14,155世帯	3,967世帯	4,848人	委託児童数	1,751人	
	専門里親	732世帯	166世帯	217人			
	養子縁組里親	6,989世帯	301世帯	333人			
	親族里親	626世帯	578世帯	819人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	146か所	600か所	53か所	58か所	213か所	317か所
定員	3,812人	29,075人	2,011人	3,403人	4,437世帯	2,032人
現員	2,306人	22,578人	1,300人	1,103人	3,152世帯 児童5,279人	1,061人
職員総数	5,519人	21,139人	1,512人	1,847人	2,070人	1,221人

(出典)

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和5年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和5年10月1日現在)

※職員総数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和4年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2,382か所
地域小規模児童養護施設	606か所

# 令和4年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 214,843件※1

一時保護 29,455件※2

施設入所等 4,440件※3、4



内訳															
児童養護施設 2,273件				乳児院 711件				里親委託等 689件				その他施設 767件			
22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度
2,580件	2,697件	2,597件	2,571件	728件	713件	747件	715件	389件	439件	429件	390件	739件	650件	723件	789件
26年度	27年度	28年度	29年度	26年度	27年度	28年度	29年度	26年度	27年度	28年度	29年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2,685件	2,536件	2,651件	2,396件	785件	753件	773件	800件	537件	464件	568件	593件	778件	817件	853件	790件
30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2,441件	2,595件	2,274件	2,360件	736件	850件	663件	685件	651件	735件	656件	617件	813件	849件	755件	759件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和4年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、令和4年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 令和4年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,121件

【出典：福祉行政報告例】

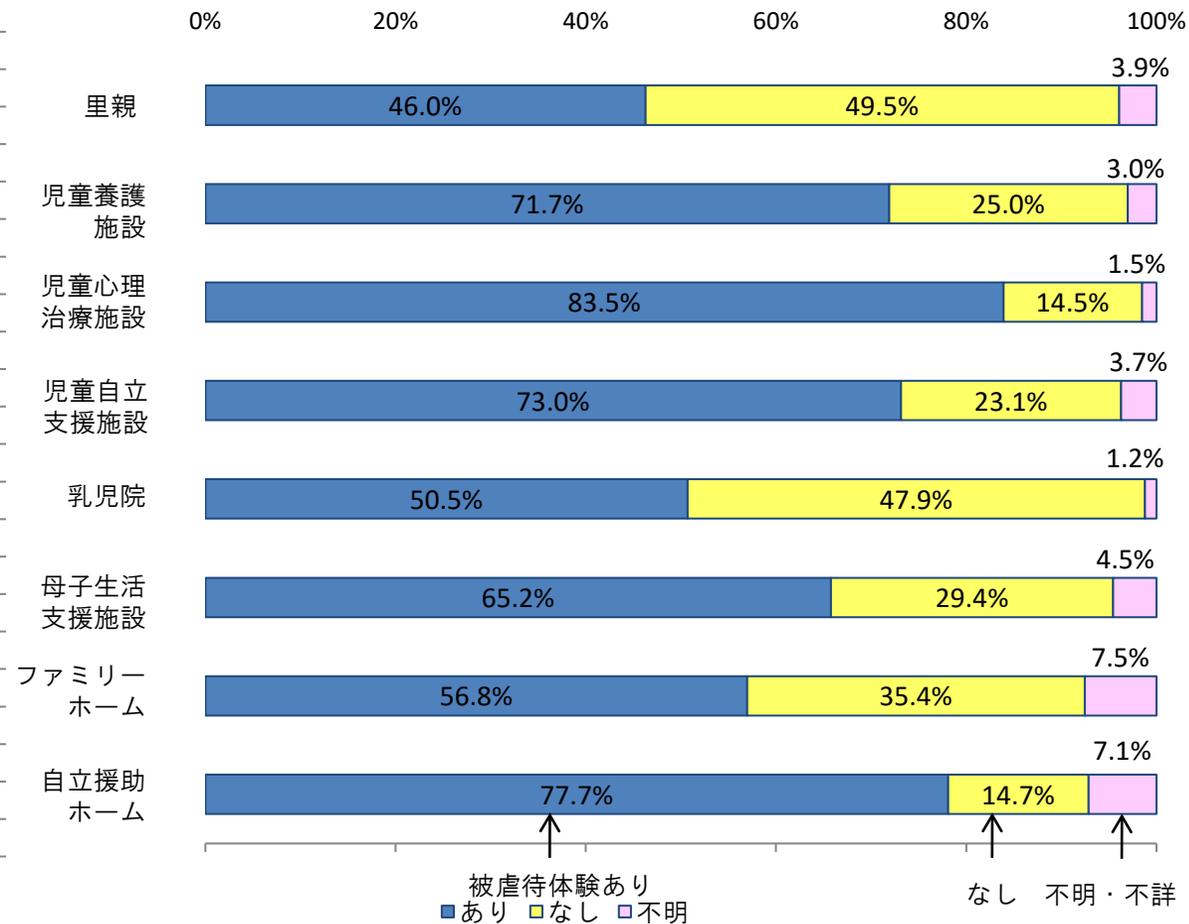
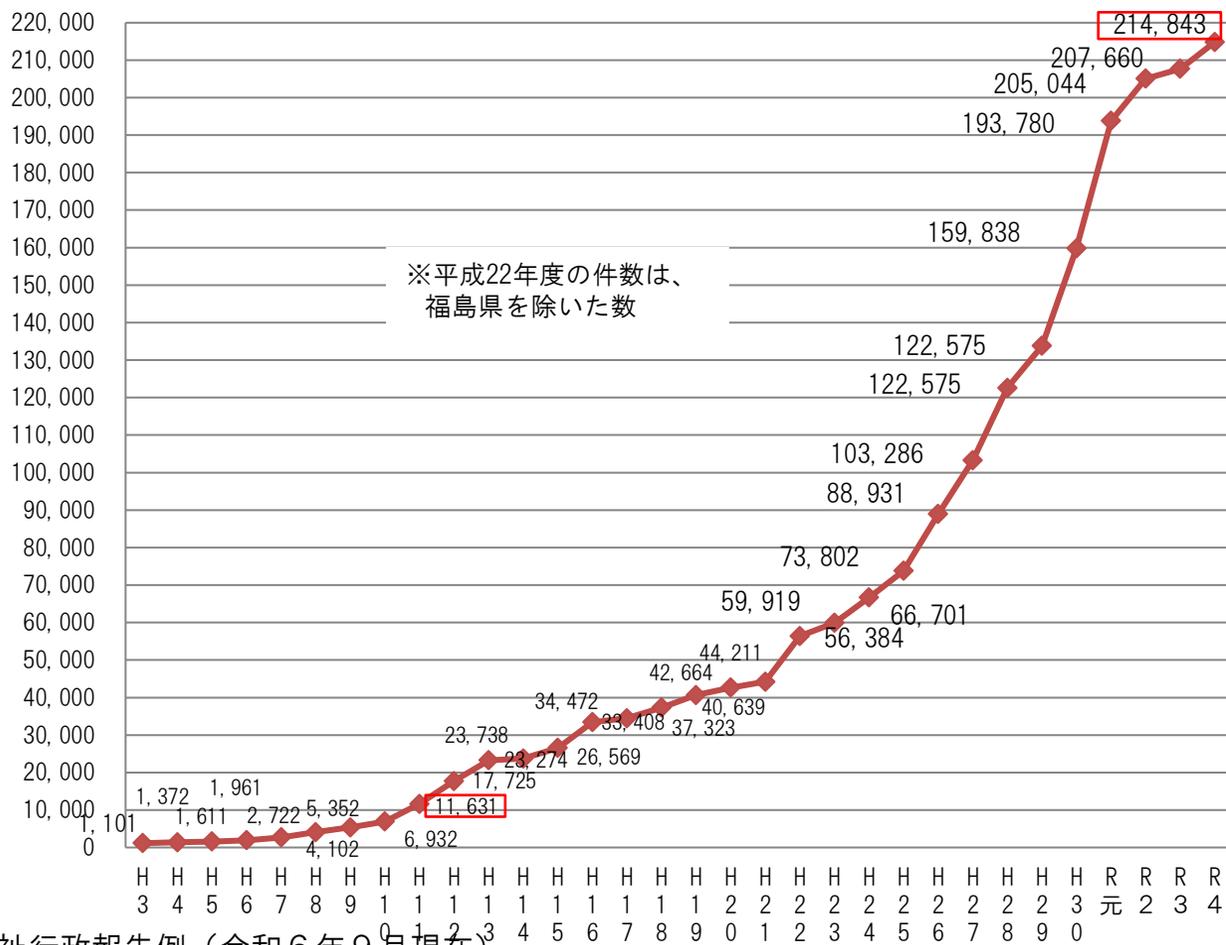
# ○虐待を受けたこどもの状況

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和4年度には約1.8倍に増加。

○ 里親に委託されているこどものうち約5割、乳児院に入所しているこどものうち約5割、児童養護施設に入所しているこどものうち約7割は、虐待を受けている。

(件数)

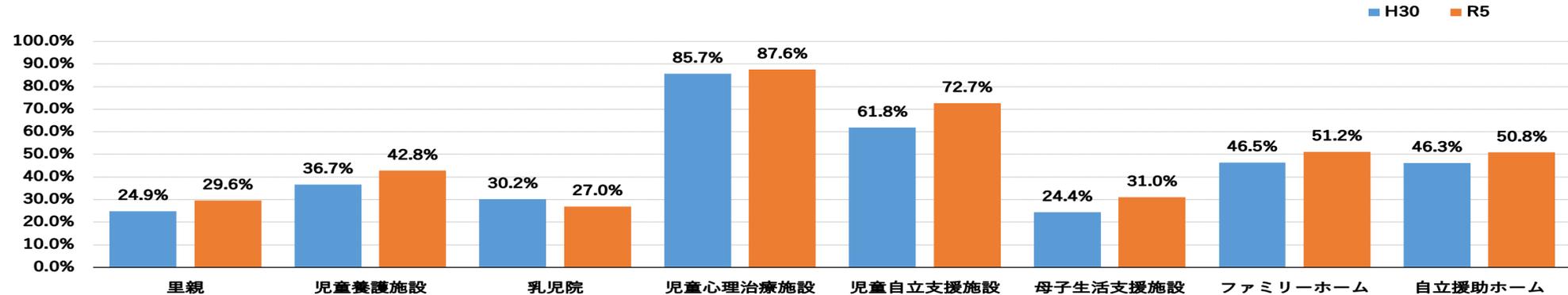


児童養護施設入所児童等調査結果 (令和5年2月1日)

# ○障害等のあるこどもの増加

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

## ○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



## ○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況（複数回答）																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害 (PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害 (ADHD)	学習障害 (LD)	広汎性発達障害 (自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
R5	41,182	17,061	642	174	49		221	144	300	5,010	410	979	2,498	5,462	738	5,341	436	241	212	32	2,972	136
	100.0%	41.4%	1.6%	0.4%	0.1%		0.5%	0.3%	0.7%	12.2%	1.0%	2.4%	6.1%	13.3%	1.8%	13.0%	1.1%	0.6%	0.5%	0.1%	7.2%	0.3%
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,988	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%
H25	47,777	13,554	1,358	251			386		505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,764					2,122	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%			0.8%		1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%					4.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300			417		618	3,940	586			1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%			0.9%		1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274			365		636	3,147	591			816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%			0.8%		1.4%	6.9%	1.3%			1.8%							8.4%	

(※) 「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。

(※) 「注意欠陥多動性障害 (ADHD)」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害 (LD)」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害 (PTSD)」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果 (各年2月1日現在)

# 里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
  - ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
  - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
  - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
  - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化
- 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人まで（委託児童については4人まで）  
 なお専門里親については委託児童2人まで  
 ※里親が行う養育に関する最低基準第17条第1項及び第2項

種類	総数	養育里親	うち専門里親		
			養育里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童		要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	16,817世帯	14,155世帯	732世帯	6,989世帯	626世帯
委託里親数	4,940世帯	3,967世帯	166世帯	301世帯	578世帯
委託児童数	6,217人	4,848人	217人	333人	819人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和5年3月末現在）

※なお、総数については各里親類型間に重複があるため一致しない

里親に支給される手当等

※令和6年度単価

里親手当  
 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）  
 （月額） 専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 64,120円、乳児以外 55,530円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

## ○里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下でこどもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成24年度末の14.8%から、令和4年度末には24.3%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100
令和4年度末	22,578	68.7	2,306	7.0	7,968	24.3	32,852	100

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、令和4年度末で467か所、委託児童1,751人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）

里親等委託率

## ○里親等委託率の推移（年齢区分別）

- 令和4年度末現在、「3歳未満児」が26.2%、「3歳以上～就学前」が31.5%、「学童期以降」が22.5%となっている。
- 全年齢区分において、里親等委託率は上昇している。

年度	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降		
	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)
令和2年度末	3,246	810	25.0	5,394	1,583	29.3	25,170	5,314	21.1
令和3年度末	2,884	729	25.3	5,341	1,650	30.9	24,932	5,419	21.7
令和4年度末	2,730	714	26.2	5,350	1,683	31.5	24,772	5,571	22.5

※ 「代替養育必要児童数」とは、乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

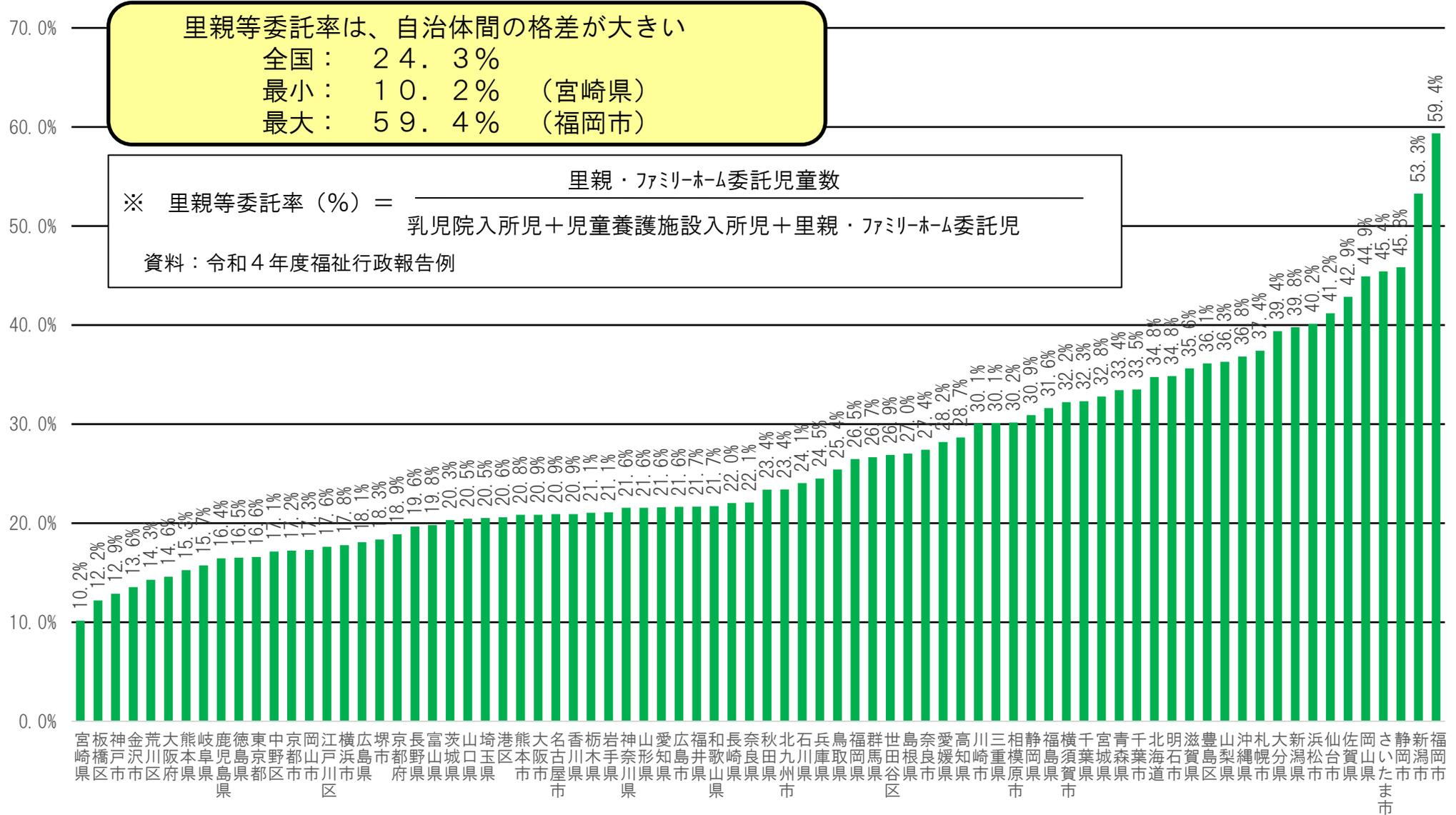
※ 「里親等委託児童数」とは、里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

※ 「里親等委託率」とは、代替養育必要児童数に占める里親等委託児童数の割合をいう。

（出典）福祉行政報告例

# ○都道府県市別の里親等委託率の差

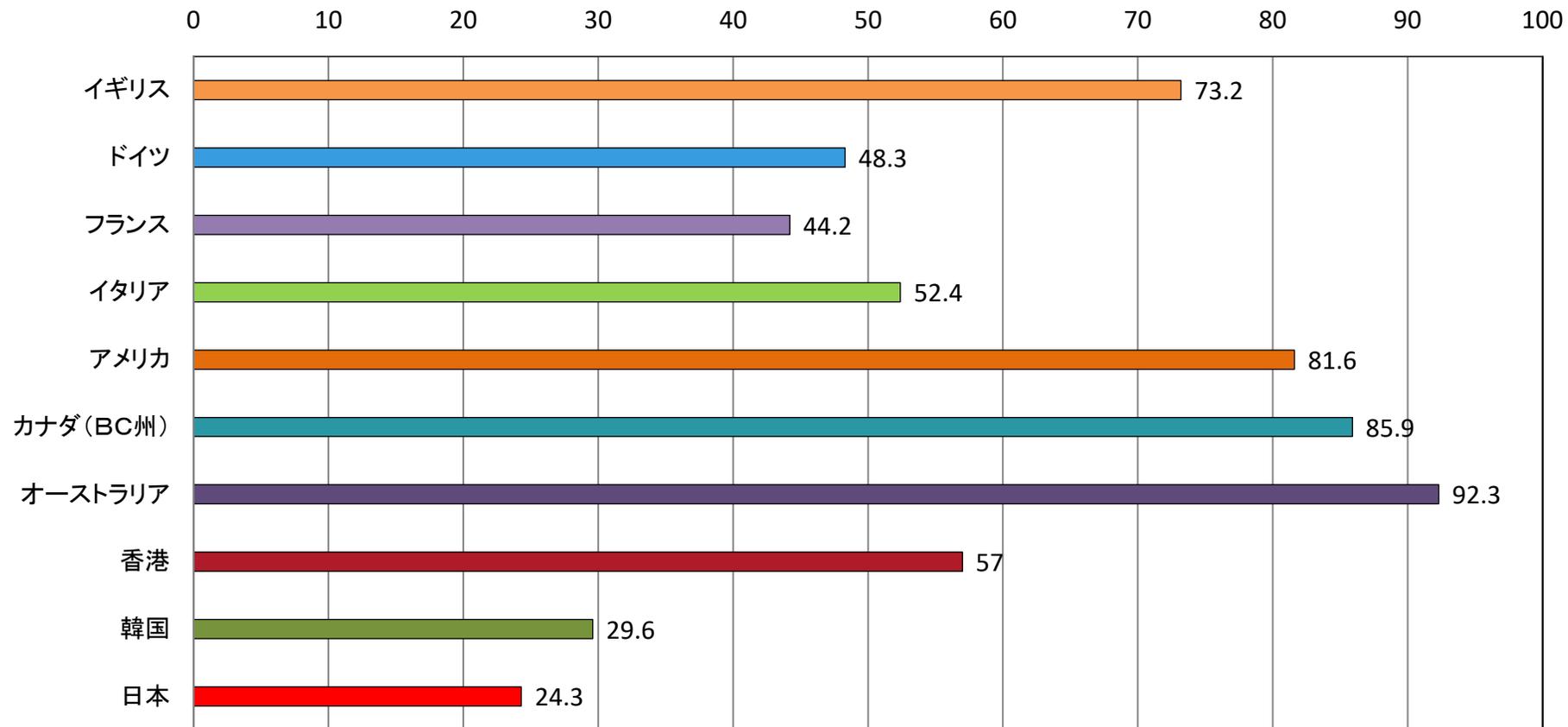
## 78都道府県市区別里親等委託率（令和4年度末）



## ○諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が8：2となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2018年前後の状況) □ □ □



※ 「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」(令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業)

※ 日本の里親等委託率は、令和4年度末(2023年3月末)

※ ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ(BC州)、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

## 里親支援センターについて

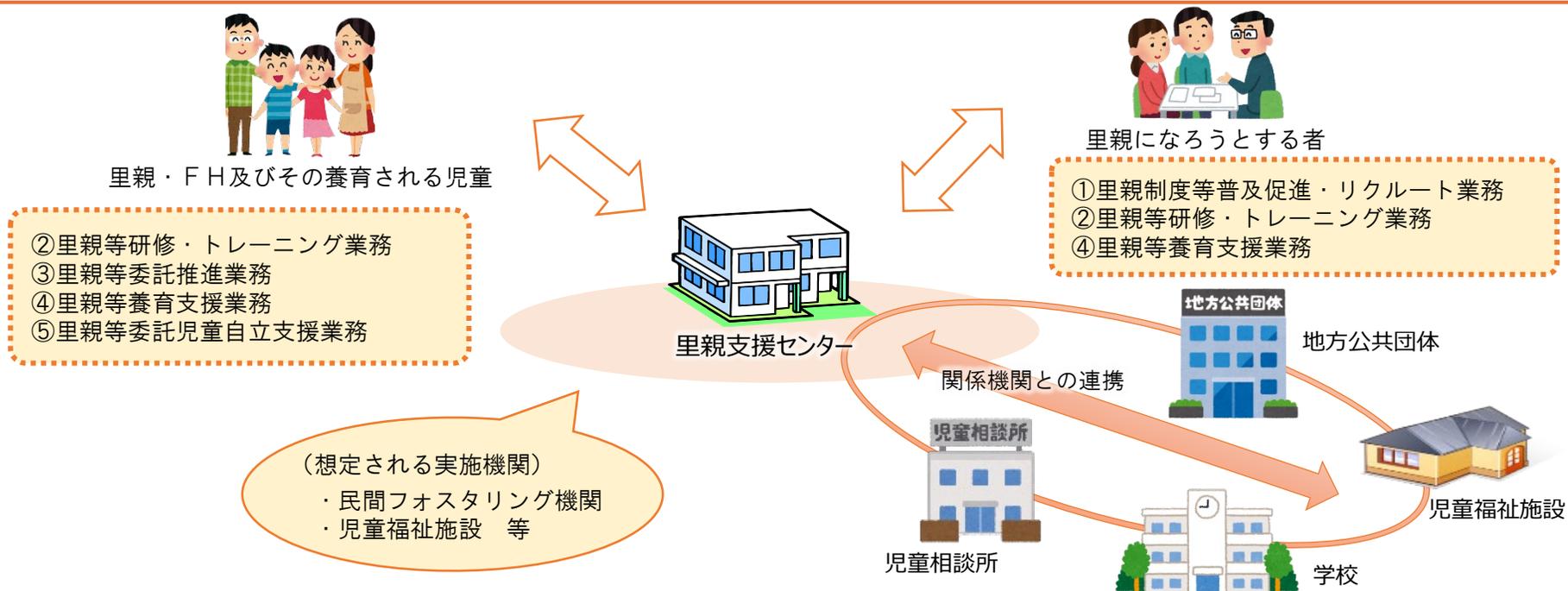
### 概要

#### <令和4年改正児童福祉法の概要>

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけ、里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

#### <里親支援センターについて>

- 里親支援事業（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング業務、③里親等委託推進業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う。



# 里親支援センターの設置状況(令和6年10月1日時点)

里親支援センターの令和6年10月1日時点における設置状況は以下のとおりであり、16自治体にて実施、22か所で設置となっている。

自治体名	実施	設置か所数
北海道		
青森県	○	1
岩手県		
宮城県	○	
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県	○	1
千葉県		
東京都		
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県	○	2
長野県	○	2

自治体名	実施	設置か所数
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県	○	1
京都府		
大阪府		
兵庫県	○	4
奈良県	○	1
和歌山県	○	1
鳥取県	○	1
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県	○	1
徳島県		
香川県		
愛媛県	○	2
高知県		
福岡県		

自治体名	実施	設置か所数
佐賀県		
長崎県		
熊本県	○	2
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
札幌市		
仙台市	○	1
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
相模原市		
新潟市		
静岡市	○	1
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市		

自治体名	実施	設置か所数
堺市		
神戸市		
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市		
熊本市	○	1
横須賀市		
金沢市		
明石市		
奈良市		
世田谷区		
江戸川区		
荒川区		
港区		
中野区		
板橋区		
豊島区		
葛飾区		
品川区		
<b>合計</b>	<b>16</b>	<b>22</b>

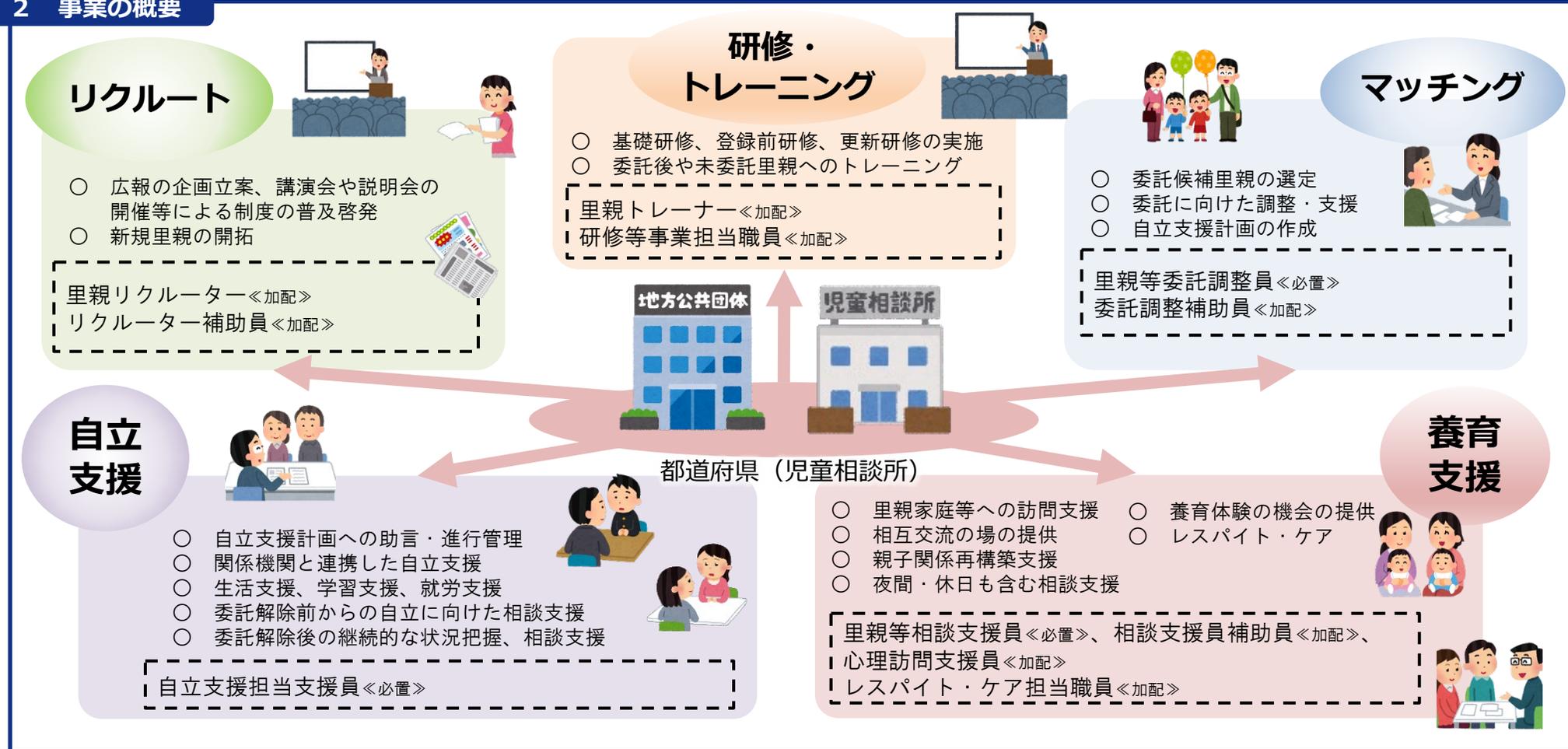
※宮城県は仙台市と共同実施のため、設置か所数は仙台市のみに計上

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

## 2 事業の概要



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

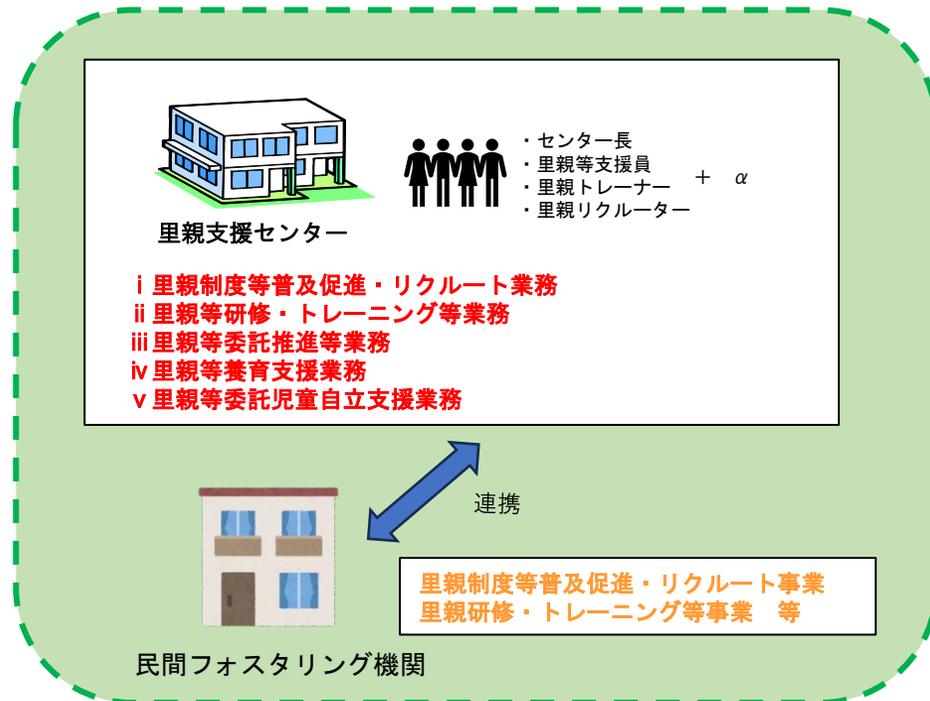
【補助割合】 国：1/2（又は2/3、3/4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3、1/4）

# フォスタリング事業を活用した里親支援センターの機能強化

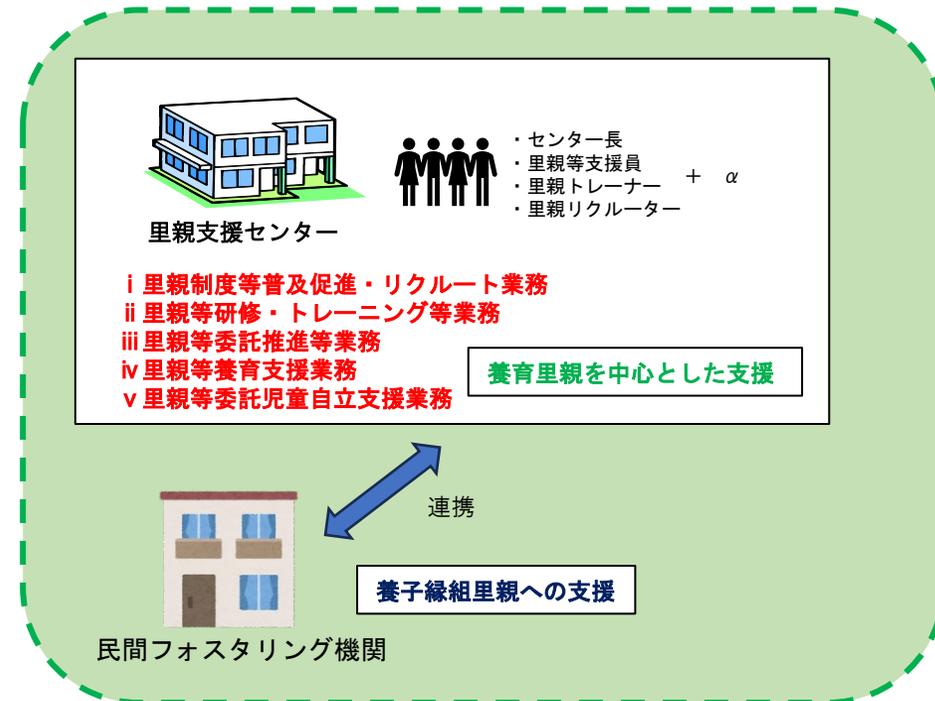
- 里親等委託の更なる推進に当たっては、里親支援センターによる支援に加え、地域の実情等により、里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのブランチとして地域の民間フォスタリング機関等を機能させることも有効である。
- 里親支援センターによる支援を中心とし、普及促進・リクルート業務や、研修・トレーニング等業務を民間フォスタリング機関に委託することで、里親支援センターによる支援機能を補強することができる。【ケース①】
- また、支援内容に特化した民間フォスタリング機関を機能させることで、支援内容の強化を図ることもできる。【ケース②】

## 【イメージ図】 里親支援センターを中心とした里親等支援体制の機能強化

### 【ケース①】 特定の業務を強化



### 【ケース②】 支援内容の機能強化



# 行政事業レビュー対象事業

## ○児童保護費等負担金

## ○里親支援センター人材育成事業

## ○児童虐待防止対策等総合支援事業

うち、アクティビティ5

都道府県等に補助を行い、フォスタリング業務の実施体制の強化を含め、里親等への委託推進に向けた取組を行う。

(事業⑯里親養育包括支援(フォスタリング事業)、事業⑰里親への委託前養育支援事業)

## ○里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

うち、アクティビティ1

公募により選定された民間団体に補助を行い、年間を通じて、また、毎年10月に実施される里親月間(里親を求める運動)においては、特に、集中的に、里親制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>  
 令和6年度予算 : 1,485億円 (1,392億円) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の概要

都道府県等が児童福祉法に基づき里親や児童養護施設等へ入所の措置等を行った場合に、その措置等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費（措置費）の一部を国が負担する。

## 2 対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業、一時保護施設、里親支援センター、指導委託等

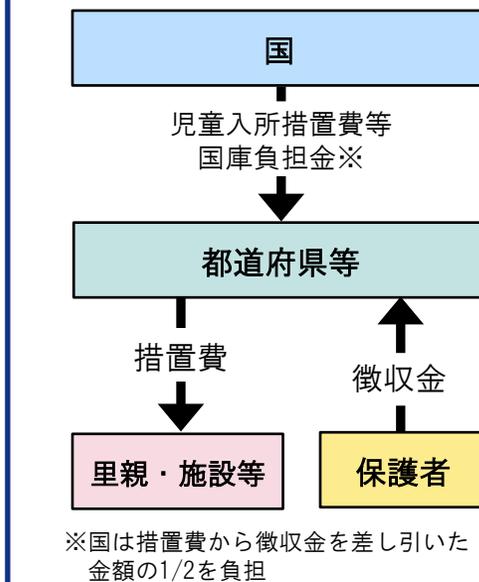
## 3 措置費の概要

事業の実施形態・内容に応じて必要な経費を措置費として支弁。

〔措置費の構造〕

	基本部分 (最低基準を維持するために必要な経費)	加算部分 (配置改善など追加的な取組みに必要な経費)
事務費	○人件費：職員の賃金 等	
	○管理費：光熱水費、備品購入費、通信運搬費、賃借料、職員研修費、職員旅費 等	
事業費	○生活諸費：食材料費、日用品費、冷暖房費 等	
	○教育関係費：授業料、学用品費、部活動費、学習塾費、学校給食費、習い事に係る費用 等	
	○医療関係費：医療費、予防接種費	
	○その他の経費：里親手当、就職支度費 等	

## 4 資金の流れ



## 5 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和6年度予算 74 百万円 ( 0 円 ) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
  - このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォスタリング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。
  - 併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。
- ※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

## 2 事業の概要

- (1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施  
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催  
里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。
- (3) 第三者評価機関職員研修の実施  
里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



## 3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

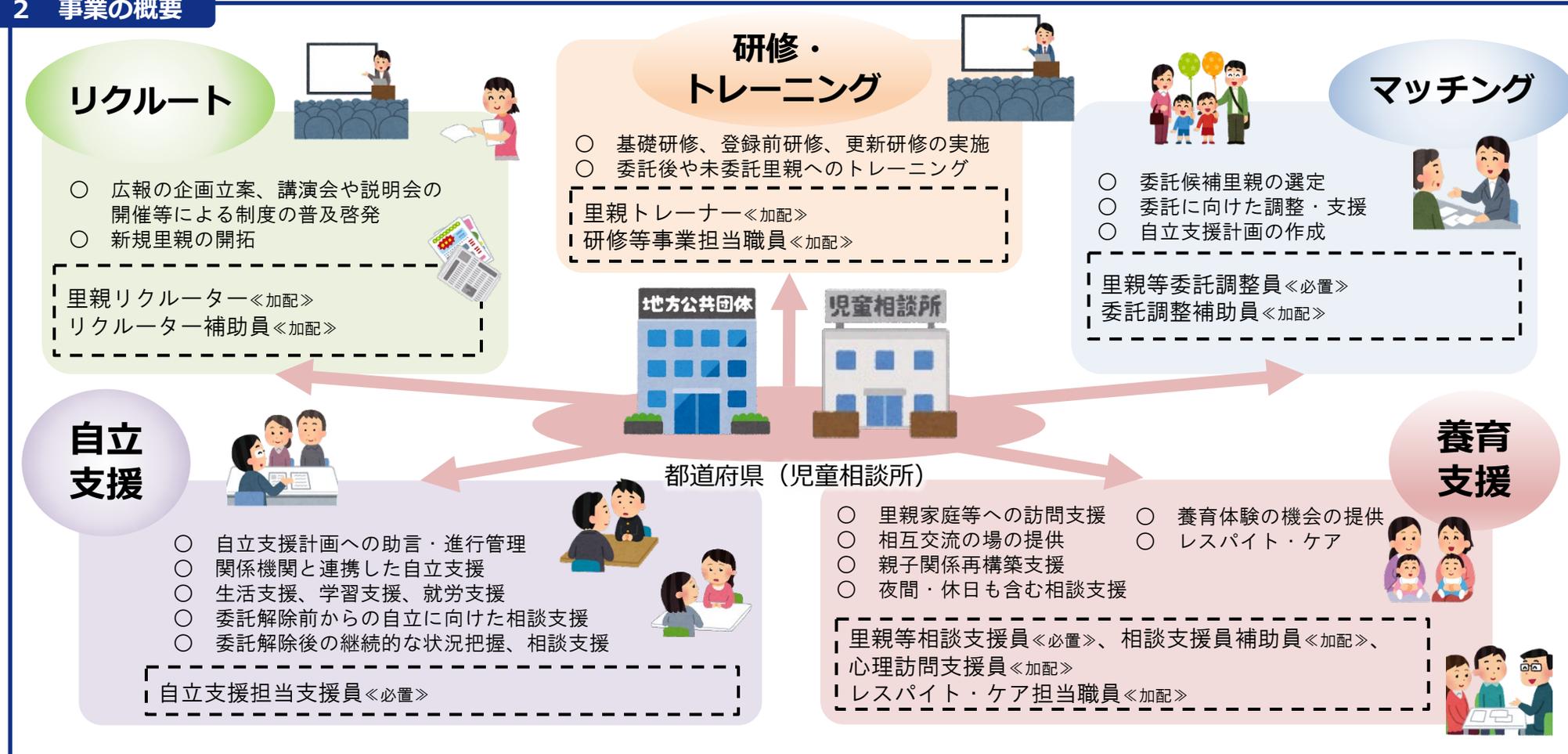
(※) 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施する民間フォスタリング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）により補助。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算  
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

2 事業の概要



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2（又は2/3、3/4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3、1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算  
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6 予算では、他の予算科目に移管を行っている。

### 1 事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

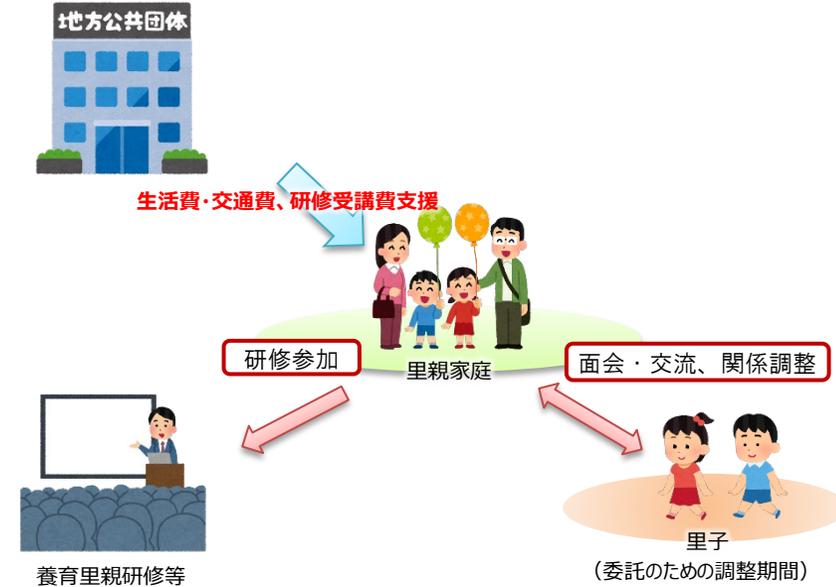
### 2 事業の概要

#### (1) 生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

#### (2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費、テキスト代及び考査代を支給する。



### 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】	(1) 生活費等支援		1 人当たり日額	5,300円
	(2) 研修受講支援	①研修受講旅費		
		ア 県内で行われる場合	1 件当たり日額	3,490円
		イ 県外で行われる場合	1 件当たり	50,290円
		②テキスト費用	1 研修当たり	20,000円
		③考査代	1 研修当たり	9,000円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和6年度予算

2.1 億円

〔2.1 億円〕※【 】内は前年度当初予算額

## 1. 事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

## 2. 事業の概要

(1) 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発

潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。

(2) 里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設

里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

(3) 都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、(1)の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



＜特設サイトの開設＞

・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



## 3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 210,626千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

# 里親等委託の推進

# 里親等委託率の評価・分析について

## (1) 里親等委託率の達成状況

- 里親等委託率については、国が作成する社会的養育推進計画策定要領において、原則、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上という目標を掲げている。一方、令和3年度末時点の全国平均の里親等委託率は、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっており、国が掲げる目標と比較して低調となっている。
- なお、各年齢区分で国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率については、全国平均で56.2%。

## (2) 里親等委託率と里親登録（認定）との関係

- 各自治体別に、里親等委託率と、代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数（以下、便宜上「登録率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。  
一方、国が掲げる目標を達成するために必要な登録里親を確保できている自治体は少なく、各自治体においては、まず、里親登録数を増やしていくことが必要。（分析①・②）
- また、登録率と、里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託されているこどもの数（以下、便宜上「稼働率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親登録をしても委託されていない里親（未委託里親）が増えている（稼働率が低い）。  
このため、里親登録数を増やしていくとともに、委託候補里親の選定、委託に向けた調整、さらには国によるこれらへの支援も行っていくことが必要。（分析③）

### (参考1) 国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率

	代替養育 必要児童数	里親等 委託児童数	里親等 委託率
現状	3歳未満児	2,884人	729人 25.3%
	3歳以上就学前	5,341人	1,650人 30.9%
	学童期以降	24,932人	5,419人 21.7%
	全体	33,157人	7,798人 23.5%
国の目標を 達成した 場合	3歳未満児	2,884人	2,163人 <b>75%</b>
	3歳以上就学前	5,341人	4,006人 <b>75%</b>
	学童期以降	24,932人	12,466人 <b>50%</b>
	全体	33,157人	18,635人 <b>56.2%</b>

### (参考2) 里親等委託率と登録率及び稼働率との関係について

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

$$\text{登録率} = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

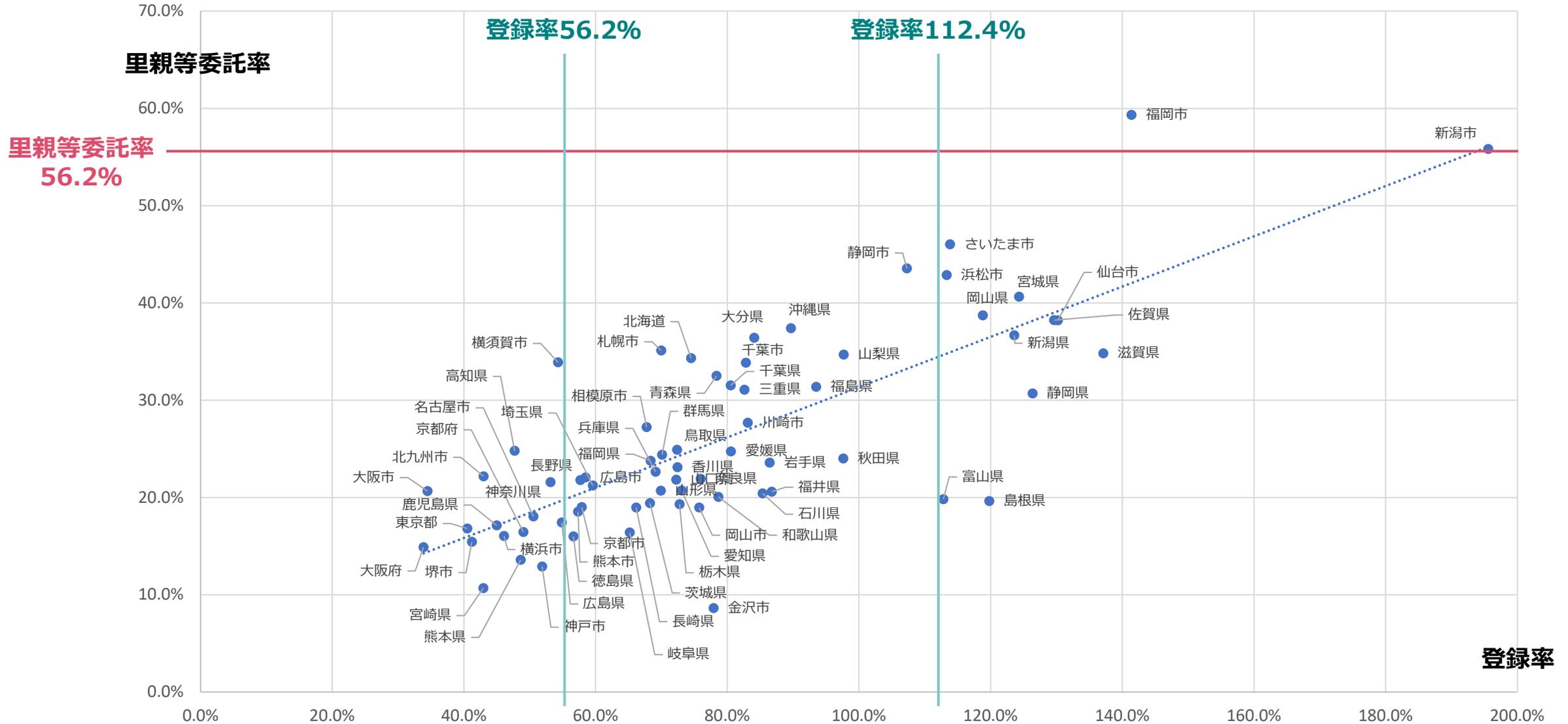
$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}$$

※1 参考1の「現状」については、令和3年度福祉行政報告例による。また「国の目標を達成した場合」については、各年齢区分の代替養育必要児童数について令和3年度末時点で固定し、国の目標を達成した場合として計算したもの。

※2 参考2の「里親登録数」については、里親登録世帯数に令和3年度末時点の里親1世帯当たりの平均受託児童数（1.26人）を乗じたもの。

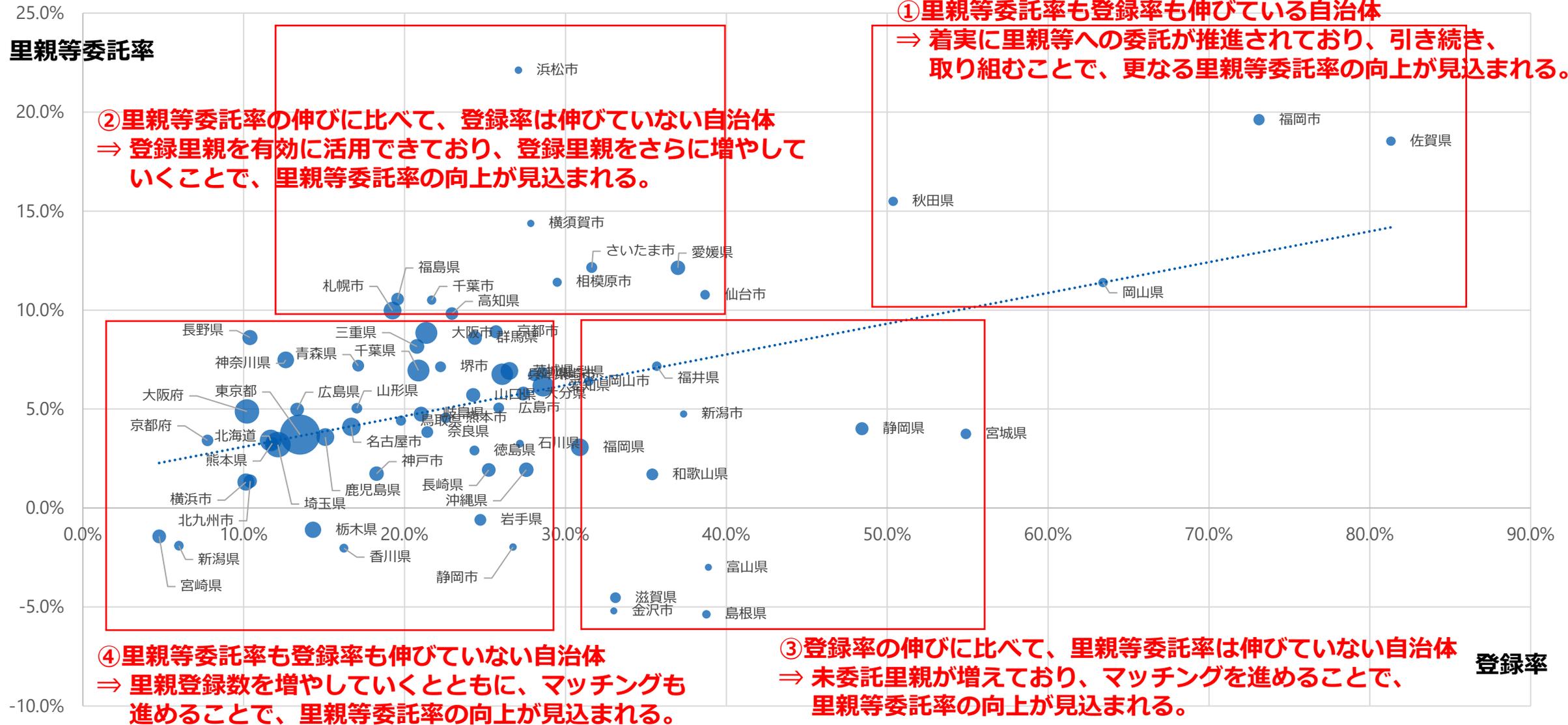
## <分析①> 里親等委託率と登録率との関係（令和3年度実績）

- 里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率（56.2%）を達成するため、必要な里親登録を確保（この場合に目標を達成するため必要な稼働率：100%）できている自治体は54自治体（77.1%）であり、その2倍の登録里親を確保（同：50%）できている自治体は13自治体（18.6%）である。



## ＜分析②＞ 里親等委託率と登録率における平成28年度から令和3年度の伸び幅

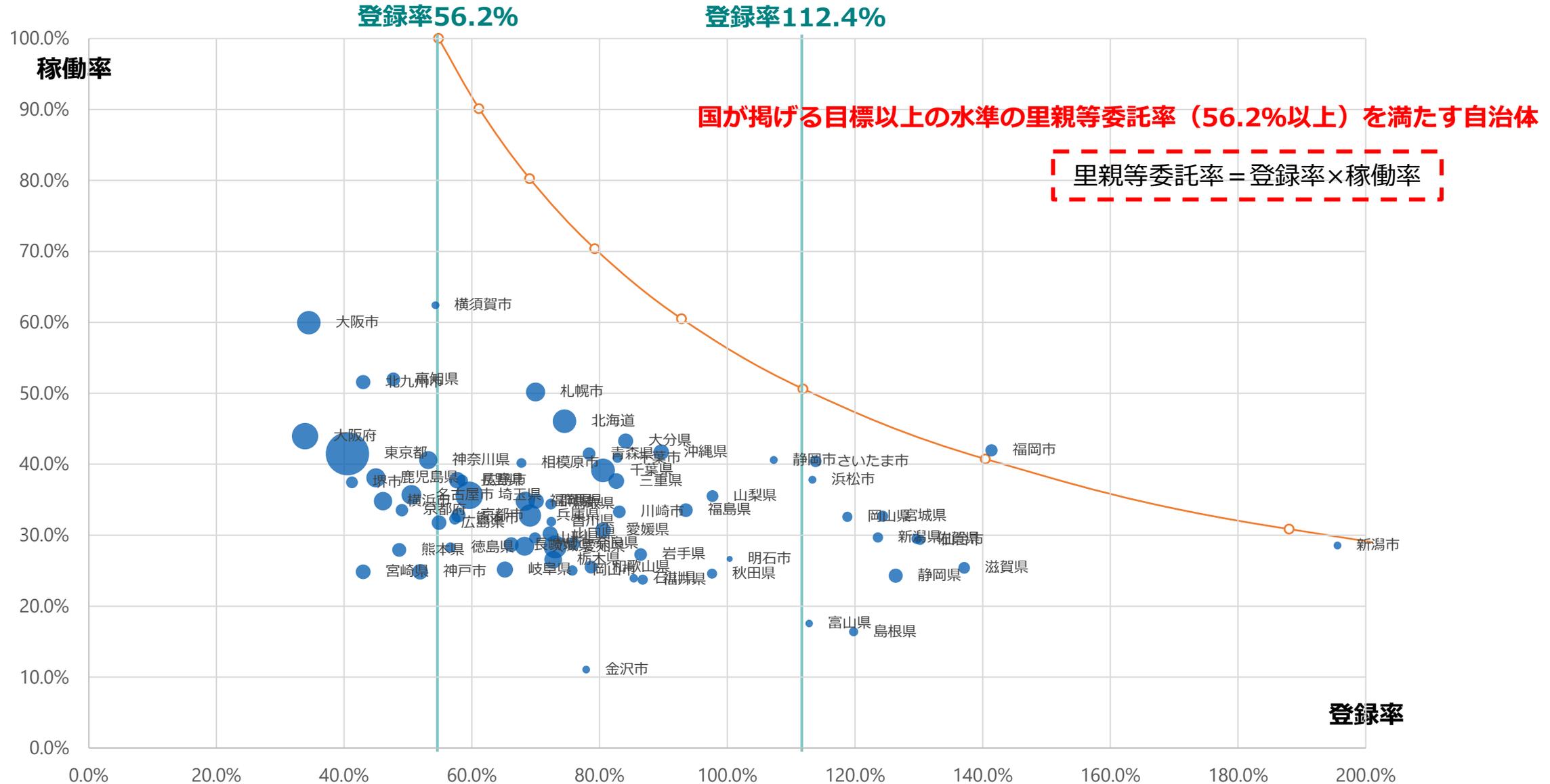
- ▶ 家庭養育優先原則が規定された改正児童福祉法が成立した平成28年度と現在（令和3年度）の里親等委託率と登録率のそれぞれの差分を比較すると、4つの区分に大きく分けることができ、それぞれ以下のようなことが考えられる。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和3年度実績）を示している。  
 ※ 明石市は平成28年度時点では児童相談所設置市ではなかったことから、兵庫県に含めている。  
 ※ 平成28年度と令和3年度における登録率の差分については、全ての自治体でプラスとなっている。  
 ※ 上記グラフ中の破線は近似曲線である。

### <分析③> 登録率と稼働率の関係（令和3年度実績）

- 稼働率が高い自治体については、登録里親を有効に活用できている一方で、目標達成に必要な登録里親を確保できていない。
- 一方、登録率が高い自治体については、委託されていない里親（未委託里親）が多く存在しており、登録里親を有効に活用できていない。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和3年度実績）を示している。

## 自治体間ネットワーク会議等の実施状況について

- ・令和6年6月26日（水）に第1回自治体間ネットワーク会議を実施。  
里親等委託の取組等に関して、都道府県等から提出いただいたヒアリングシートを基に、里親等委託の評価・分析を行うとともに、都道府県等の現状に対してこども家庭庁から問題提起を行ったところ。
- ・都道府県等をA～Cのグループに分け、グループを専属で担当する家庭福祉課職員（専門官・課長補佐等）を指名し、定期的に取り組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う体制を構築。  
※各グループには、アドバイザーとして外部有識者が参画。  
※アドバイザーについては、学識経験者、フォスタリング機関等の有識者、先進的な取組を実施している自治体職員で構成。
- ・同年7月16日～8月9日に、ヒアリングシートを基に、全ての都道府県等に対して個別ヒアリングを実施。
- ・個別ヒアリングを踏まえ、①現状、②課題、③課題に対する解決例（取組事例）について、第1回自治体間ネットワーク会議で示した課題ごと（次ページ参照）に分類の上、課題解決に向けた方向性を提示するとともにグループ別の意見交換を第2回以降行っていく。  
※第2回自治体間ネットワーク会議は同年9月24日（火）に実施。  
「里親登録の課題」及び「委託同意の課題」をテーマとして取り扱い、課題に応じた取組事例紹介や自治体からの取組事例発表など、事例検討を通じて理解を深めた。

## 今後のスケジュールについて

- ・第3回 令和6年12月13日（金）  
内容：「里親委託（マッチング）の課題」及び「委託後の課題」について
- ・第4回（1月～3月頃）  
内容（予定）：「里親の養育技術等の課題」及び「関係機関、体制の課題」について

## 里親制度の円滑な実施について①

### 「里親制度の円滑な実施について」（令和6年9月12日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）

\* 各都道府県、指定都市、児童相談所設置市向け周知

- ・ 里親制度の円滑な実施のため、里親が他の都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）に転居した場合の取扱い等について、下記のとおり、通知を発出したところであるため、御了知の上、積極的に取り組んでいただきたい。

#### ①里親が他の都道府県に転居した際の取扱いについて

- ・ 現に里親登録されている者が他の都道府県に転出し、転出先の居住地においても里親となることを希望する場合には、改めて居住地の都道府県知事に対し申請書を提出させ、都道府県児童福祉審議会の意見聴取等を行った上で、里親名簿の登録の決定を行っているところ。
- ・ 転出前の都道府県が把握している里親の状況や知識・経験等を転出先の居住地の都道府県と共有することが、里親名簿の登録の決定や里親家庭の選定（マッチング）等を行う際に有効であると考えられることから、都道府県間における情報の共有について積極的な実施をお願いする。
- ・ なお、他の都道府県に里親の情報を提供する場合には、事前に里親の同意を得る等、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適切に取り扱う必要がある点に留意すること。
- ・ 他の都道府県への転出を把握した場合には、転出先での里親登録の希望の有無を確認し、転出先の都道府県に情報を共有することについて、あらかじめ里親本人の同意を得ておくことが望ましい。
- ・ また、転出先の都道府県においては、転出前の都道府県から得た情報や、面談や家庭訪問等の調査で得た情報を踏まえ、①3年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と認めた者又は②現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者と同等以上の能力を有すると判断した場合には、基礎研修及び登録前研修のうち実習を免除し、負担軽減に努められたい。

## 里親制度の円滑な実施について②

### ②里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて

- ・里親希望者が単身等である場合の里親登録又は認定の考え方等については、「里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて」（令和元年10月1日付け子家発第1001第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）によりお示ししているところであり、里親希望者が、単身等であるか否かにかかわらず、里親の類型に応じた要件に沿って登録又は認定の可否を適切に判断されるよう、改めて徹底いただきたい。

### ③里親身分証明書の導入について

- ・里親として児童の養育を行う際、様々な機会において、里親と当該里親への委託児童との関係性を明らかにしなければならない場面があると考えられるが、そうした場面において里親が円滑に対応できるよう、里親身分証明書の発行等の方策を講じることは重要である。里親身分証明書の発行については、「里親名簿の登録等に係る通知の利便性の向上について」（令和4年3月30日付事務連絡）により、実施の検討を依頼したところであるが、依然として一部の都道府県において導入がされていない状況。
- ・令和7年度概算要求において、里親家庭における児童の養育がより円滑に行われるよう、当該証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費について要求したところであり、改めて里親身分証明書の導入について検討をお願いする。

### ④保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について

- ・里親の就労等により委託児童の保育の必要性が生じた場合において、保育所等に入所することは妨げないこととしているが、近年、共働きの里親家庭が増加し、里親家庭が保育所等の利用を希望することも一般に見られるところ。
- ・都道府県等の保育主管部局宛てに「保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について（周知）」（令和6年8月19日付け事務連絡）を发出し、改めて保育所等の優先利用の考え方について周知したところであり、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図りつつ、当該児童について最善の措置を採るよう、改めて徹底いただきたい。

## (参考)

○都道府県社会的養育推進計画

○社会的社会的養護に関する調査「里親委託を中心として」  
の結果(概要) (総務省)

# 都道府県社会的養育推進計画について

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して計画を策定。

## 基本的考え方（主な記載事項）（抜粋）

### (1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・計画策定に当たっては、当事者である子どもや市区町村の意見の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。
- ・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であることに留意することが必要。

### (8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・代替養育を必要とする子どもに対しては、一時保護時や何らかの障害のある子どもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

### (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

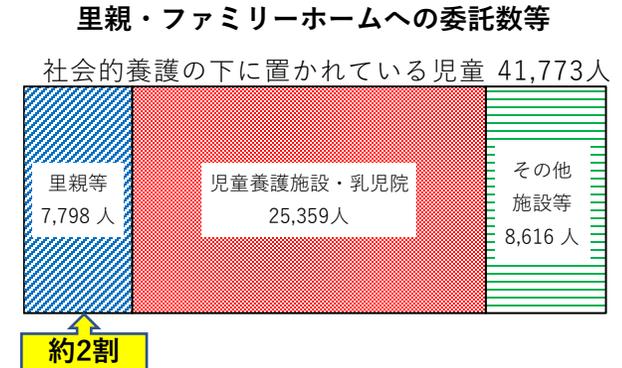
- ・家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

# 「社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－」の結果（概要）

## ！ 調査の背景

[ 勧告日：令和6年6月7日 勧告先：こども家庭庁 ]

- 社会的養護の下に置かれている児童（児童養護施設や里親等の下で養育される児童）は令和3年度末において約4.2万人
- 児童の代替養育（保護者から分離して養育すること）は児童養護施設が中心であったが、より家庭に近い環境で特定の大人との愛着形成を行うことが、その後の発達過程により影響を及ぼすとされ、平成28年の児童福祉法改正で「家庭養育優先の原則」が明確化
- 代替養育が必要な児童は里親又はファミリーホーム（養育者の住居において家庭養護を行う事業者（定員5～6人））に委託することが原則であるが、社会的養護の下に置かれている児童に占める里親等委託児童の割合は約2割



## 📄 調査結果

- ✓ 里親の希望と児童の属性のミスマッチにより登録里親の約7割は未委託の状況。短期委託やショートステイ事業の経験は、未委託里親の受入希望の幅を広げる効果あり
- ✓ 登録里親の半数以上を占める共働き世帯への委託が低調。里親に対して保育所等入所時の点数加算をしていない市町村があるほか、幼稚園と保育所等には、児童を預けているという点に差異はないものの、措置費（実費）支給の取扱いに差異あり
- ✓ 障害児・被虐待児の多くが養育里親に委託され、専門里親（障害児等を専門的に養育する里親）への委託は少数。養育里親への専門的な研修や支援が必要であるが、専門里親に登録しようとしめない限り受講できない。また、研修は東京都に出向かねばならず受講しにくい。
- ✓ 児童との関係が悪化し養育を継続できない里親不調が増加。児童相談所は不調後に里親をケアする一方、一部の児童相談所では不調事例を養育支援に生かしている例がみられるものの、児童相談所単位では事例数が少なく、体系的な分析に基づく未然防止の検討は困難

## 👉 主な勧告

- 未委託里親に児童を委託するため短期委託やショートステイ事業の活用推進
- 保育所等入所の優先利用の徹底や保育所等に係る措置費支給の検討
- 障害児・被虐待児を委託している里親への専門的な研修機会の付与の検討
- 里親不調に関する全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を児童相談所に周知

## 💡 期待される効果

- 里親の希望と児童の属性とのミスマッチ解消
- 里親が安心して児童を養育できる環境の整備
- ↓
- 里親委託が進み、児童の健全な発達に寄与

# 勧告への対応方針

	勧告内容	対応方針
登録里親の確保及び未委託里親への委託推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 登録里親の確保を推進するため、現場の取組を把握した上で、<b>全国の児童相談所等に優良事例を周知</b>するなどの措置を講ずること。</li><li>● 未委託里親への委託を推進するため、i) <b>未委託里親が参加しやすい里親同士の相互交流等が進むような措置</b>を講ずること、ii) <b>短期委託やショートステイ事業において未委託里親に児童を預けることが進むような措置</b>を講ずること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 令和6年度より「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」を実施し、各自治体の課題等の洗い出しや、取組事例の横展開を行う等、国においても伴走的に支援を開始。</li><li>● 里親同士の相互交流については、里親支援センターや民間フォスタリング機関、施設に配置される里親支援専門相談員を活用。</li><li>● 里親を活用したショートステイについては施策として推進（令和6年3月12日付けでショートステイにおける里親等の活用について周知）。</li></ul>
児童相談所における里親委託や里親支援等の実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 児童相談所の体制・機能を補完し、里親への重層的な支援を推進する観点から、<b>都道府県市が外部委託を行う際の課題を把握</b>するとともに、それらの<b>解決の参考となる優良事例を収集</b>した上で、同事例の中で<b>課題解決に至った経緯や具体的な取組等を整理し、都道府県市に提供</b>するなど、外部委託を進める都道府県市の支援を行うこと。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「里親支援センター等人材育成事業」において、自治体、里親支援センター、民間フォスタリング機関や児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、外部委託を行う際の担い手の掘り起こしや確保。</li><li>● 令和6年度より「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」を実施し、各自治体の課題等の洗い出しや、取組事例の横展開を行う等、国においても伴走的に支援を開始。</li></ul>
共働き世帯への委託推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>保育所等入所の優先利用に係る関連通知の周知徹底</b></li><li>● 里親への措置費支給の取扱いを再考し、<b>保育所等に係る費用を措置費として支給することを検討</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保育所等入所の優先利用に関する再周知（令和6年8月19日付けで保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について改めて周知）。</li><li>● 保育所等に係る費用の支給については予算に関わるものであり予算要求・予算編成過程の中で検討。</li></ul>

# 勧告への対応方針

## 勧告内容

## 対応方針

### 障害児・被虐待児の委託推進

- 障害児・被虐待児を委託する里親の養育環境を整備し、障害児・被虐待児の委託を推進するため、専門的な研修の受講機会が確保できるよう、**都道府県市が実施する専門里親登録時又は更新時の研修への支援方策を検討した上で、障害児・被虐待児を委託している養育里親への専門的な研修機会の付与**などを検討すること。

- 里親支援センター等において、里親登録及び登録の更新に必要なとなる研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保する。また、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」において、令和6年度より研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置を支援。
- 「里親への委託前養育等支援事業」において、令和6年度よりこれまで里親の負担となっている研修受講に係るテキスト代等について、新たに補助。
- 「児童入所施設措置費等国庫負担金」において、令和6年度より被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームについて、個別対応職員を配置。

### 里親不調への対応状況

- 里親の安定的な養育環境を整備する観点から、児童相談所が**里親不調を未然に防止**できるよう、**全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を全国の児童相談所等に周知**すること

- 都道府県社会的養育推進計画において、これまでの里親等委託に係る取組や不調の要因等を分析した上で、里親等委託率をはじめ里親登録（認定）数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取組方針等を明らかにした次期計画を策定する。
- 児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析にする研究の実施（こども家庭科学研究事業）。